

国家戦略特別区域における旅館業法の特例について (特区法第13条)

国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業として政令で定める要件に該当する事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該事業を行おうとする者は、その行おうとする事業が当該政令で定める要件に該当している旨の都道府県知事の認定を受けることにより、当該事業については、旅館業法の規定は適用しないこととする。

区域計画

<特定事業>

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業

国家戦略特別区域において外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき一定期間以上使用させるとともに外国人旅客の滞在に必要な役務を提供する事業として政令で定める要件に該当するもの

外国人の
滞在ニーズへの
対応

事業の
実施者

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業として政令で定める要件に該当していることについて都道府県知事が認定

旅館業法の規定の適用除外

外国人滞在施設経営事業の滞在期間について

- 旅館やホテルについては、不特定多数の者が入れ替わり宿泊する施設であることから、旅館業法のもと、公衆衛生の確保や善良の風俗の保持の観点から規制が行われており、構造設備の基準、営業者の衛生措置、周辺の学校等からの立地規制、宿泊者名簿への記載義務（拒否の場合は罰則）等の規制のもとに事業が行われている。
 - 国家戦略特区においては、国際的な経済活動の拠点にふさわしい外国人の滞在に適した施設の事業の促進に資するため、外国人滞在施設について、旅館業法の特例措置を講じるものであるが、公衆衛生や善良な風俗の保持の要請や、ホテル・旅館との役割分担等も考慮し、特区法においては、外国人滞在施設経営事業の要件として一定期間以上の滞在期間を求めており、その期間としては10日とすることを考えている。
 - これは、滞在の期間が長くなれば、短期間に宿泊者が入れ替わるホテルや旅館の場合よりも、定住性が強まり、公衆衛生上のリスクが減じられるとともに、宿泊施設の立地に懸念を有する周辺住民との関係でも受容しやすいといった点を考慮したものであり、さらに、新型インフルエンザ等の感染症対策との整合性や、滞在施設として、旅館業法の規制の対象となっているホテル・旅館との役割分担も踏まえ、設定するものである。
- ※新型インフルエンザ等については、潜伏期間も考慮し、検疫法や新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく停留措置の期間を240時間（10日間）と定めている。

特区法第13条（旅館業法の特例）に関する政令の概要（検討中）

- 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の要件
 - 10日以上滞りの賃貸借契約であること
 - 外国人旅客の滞りに適した施設であること
 - － 滞りに適した広さ（原則25㎡以上）
 - － 適当な換気、採光、照明、防湿、冷暖房の設備
 - － 浴室、洗面、トイレ、寝具、調理、収納、清掃のための設備・器具
 - － 使用前の居室の清潔の保持
 - 施設の使用方法に関する外国語を用いた案内のほか、緊急時対応、外国人旅客との契約に基づく役務を提供する体制が確保されていること

※ このほか、省令で都道府県知事の認定に係る手続について規定。

歴史的建築物に関する旅館業法の特例（省令）の概要（検討中）

地方自治体の条例に基づき選定される歴史的建築物について、次の要件を満たす場合は、旅館業法上の施設基準の一部（フロント（玄関帳場）の設置義務）の適用を除外する。

- フロント（玄関帳場）に代替する機能を有する設備（ビデオカメラ）を設けること
その他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。
- 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制（24時間の連絡体制）が整備されていること。

※ 現行の文化財保護法に基づく伝統的建造物に係る特例と同様の措置を省令で規定